

石狩市民図書館雑誌スポンサー制度実施要綱

1 目的

図書館における重要な資料であり、市民の要望も高く利用も多い雑誌を地域の支えによって更に充実させることで図書館サービスの拡大を図り、石狩市民図書館（以下「図書館」という。）の価値と、石狩市の文化の薫りを高めることを目的とする。

2 雑誌スポンサー制度の内容

本制度の趣旨に賛同するもの（以下「雑誌スポンサー」という。）が図書館に雑誌を提供し、一定期間市民の利用に供する。

3 雑誌の選定

雑誌スポンサーは、図書館が作成した「雑誌リスト」から選定する。

4 雑誌スポンサーの要件

- (1) 雑誌スポンサーは、個人、法人またはその他の団体（企業、商店、団体等）とする。
- (2) 雑誌スポンサーが次の各項目に該当する場合は、本制度の対象としないものとする。
 - ① 民事再生法または会社更生法による再生または更生手続き中のもの
 - ② 法律、法律に基づく命令、条例及び規則等に違反したもの
 - ③ 市の入札参加資格において指名停止措置を受けているもの
 - ④ 暴力団または暴力団の構成員その他これらに準ずるもの
 - ⑤ 上記各項目に掲げるもののほか、広告掲載の対象とすることが適当でないもの

5 雑誌スポンサーの広告内容の要件

- (1) 雑誌スポンサーの広告内容は、市行政の公共性、品位及び信頼性を損なうおそれがなく、かつ、利用者に不利益を与えないものとする。
- (2) 雑誌スポンサーの広告内容が、次のいずれかに該当または該当するおそれがあるときは、本制度の対象としないものとする。
 - ① 法令等に違反するもの
 - ② 公序良俗に反しているもの
 - ③ 基本的人権や他の者の権利等を侵害するもの
 - ④ 政治性または宗教性のあるもの
 - ⑤ 虚偽であるものまたは誤解されるおそれのあるもの
 - ⑥ 内容または責任の所在が不明確なもの
 - ⑦ 意見広告（社会問題その他についての主義または主張に当たるもの）
 - ⑧ 比較広告
 - ⑨ 前各項目に係るもののほか、広告掲載の対象とすることが適当でないもの

6 広告掲出期間等

- (1) 広告の掲出期間は、原則として図書館が掲出を決定した月の翌月から1年間とする。ただし、図書館長が認めたときは、期間を変更したり、延長したりすることができる。
- (2) 広告の掲載については、当該雑誌の最新号のみとする。

7 広告等の規格と表示方法

- (1) カバー表面についてはスポンサー名の表示とし、規格は次のとおりとする。ただし、雑誌スポンサーがスポンサー名の表示を希望しないときは、それを表示または貼付しないものとする。
 - ① 表示 縦4cm、横13cm以内、地色は白色、文字は黒、片面印刷
 - ② 貼付位置 カバー底辺より4cm上部中央
- (2) カバー裏面については広告の表示とし（ただし、個人を除く）、規格は次のとおりとする。ただし、雑誌スポンサーが広告の表示を希望しないときは、それを表示または貼付しないものとする。
 - ① 表示 カバーに収まるサイズ、片面印刷
 - ② 貼付位置 指定なし
- (3) 広告内容については、10号(2)に規定する広告内容審査を経たものとする。なお、広告内容は同審査を経て四半期毎に変更することができる。
- (4) 上記(2)に規定する広告等については、雑誌スポンサーが作成し、雑誌数に応じた部数を図書館へ納入するものとする。なお、当該広告は図書館がカバーへ挿入するものとする。
- (5) 広告等の表示期間は契約期間内とする。
- (6) 雑誌の配架位置は図書館が決定する。

8 申込みの受付け

申込みは、制度開始時より随時、図書館で受付ける。

9 申込み方法

雑誌スポンサー制度申込書（様式第1号）に必要事項を記入等し、図書館へ申込みをする。

- (1) 申込は直接持参、FAX または郵送等で行う。
- (2) 申込書に添付する書類
 - ① 会社概要等または事業趣旨等がわかるもの
 - ② 広告図案

10 雑誌スポンサーの選定及び広告内容審査

- (1) 雑誌スポンサーは、掲載しようとする広告について、申込み後に必要に応じて図書館と協議するものとする。
- (2) 図書館は、雑誌スポンサーの選定及び広告内容審査を行い、申込者へ通知するものとする。なお、雑誌スポンサーの選定及び広告内容審査については、図書館長、図書館副館長、図書館主査、奉仕担当、そのほか館長が必要と認めるものをもって行うものとする。

11 契約及び契約解除

- (1) 申込者が、雑誌スポンサーに決定した場合は、図書館と覚書（様式第2号）を締結するものとする。
- (2) 雑誌スポンサーが本実施要綱及び覚書に違反した場合、また、上記4及び5に規定する要件を満たさなくなった場合は、図書館は本契約を解除することができるものとする。

12 雑誌スポンサーの責務

- (1) 雑誌スポンサーは、掲載した広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。
- (2) 雑誌スポンサーは、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと、及び広告の内容等に関わる全ての権利処理等が完了していることを図書館に対し保証するものとする。
- (3) 第三者から広告に関連して苦情の申立てまたは損害賠償の請求等がなされた場合は、雑誌スポンサーの責任及び負担において解決するものとする。
- (4) 雑誌スポンサーは、雑誌の提供期間後においても上記各号項目にかかる責任を負うものとする。

13 雑誌の提供方法

雑誌スポンサーは、雑誌を販売する業者に当該雑誌にかかる代金を直接支払い、図書館には最新号を速やかに届けることとする。なお、雑誌スポンサーが提供する雑誌が休・廃刊した場合は、図書館と協議するものとする。

14 ここに定めないことについては雑誌スポンサーと図書館が適宜協議して決定するものとする。